吉川市総合戦略推進審議会条例

平成２７年条例第３０号

（設置）

第１条　まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条第１項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、吉川市総合戦略推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総合戦略の策定に関すること。

(2) 総合戦略の検証に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　審議会は、審議に必要な場合は、関係者の出席を求めて意見等を聞くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、政策室において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。